



# 島根県報

平成20年3月21日(金)  
号外第17号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	3
島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	4
配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則	(青少年家庭課)	5
島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	(障害者福祉課)	14
島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則	(農畜産振興課)	14
採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(河川課)	14
島根県屋外広告物条例施行規則及びふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	15

### 公布された条例等のあらまし

#### ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第12号)

##### 1 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用条項及び様式の整理(第2条・第3条・様式第3号・様式第4号関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### 島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(規則第13号)

##### 1 規則の概要

次に掲げる事務を知事が本人確認情報を利用することができる事務に追加することとした。

- (1) 介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出の受理又は審査
- (2) 島根県心身障害者扶養共済制度における加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は死亡若しくは現況の届出に係る受理又は審査等

##### 2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

#### 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則(規則第14号)

##### 1 規則の概要

###### (1) 目的

配偶者等からの暴力による被害者に対し、当該被害者が経済的自立を図るための資金(以下「自立支援金」という。)を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援することを目的とすることとした。(第1条関係)

###### (2) 定義

この規則における「配偶者等からの暴力」を定義することとした。(第2条関係)

###### (3) 自立支援金の貸付け

自立支援金の貸付けに関する事項を定めることとした。(第3条 第8条関係)

(4) 返還の免除

自立支援金の返還の免除に関する事項を定めることとした。(第9条関係)

(5) 延滞金

自立支援金の返還における延滞金について定めることとした。(第10条関係)

(6) その他必要事項について定めることとした。(第11条・第12条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(規則第15号)

1 規則の概要

(1) 県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、加入の申込み、脱退一時金の給付の請求及び年金受給者現況届の提出に際し、住民票の写しの添付を省略できることとした。(第4条・第9条の2・第11条第3項関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則(規則第16号)

1 規則の概要

牛の体内受精卵の採取に関する事務を廃止することとした。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第17号)

1 規則の概要

(1) 1年を超える岩石の採取を行う場合であって保証人を設定する規定を適用しない者を次のとおりとすることとした。(第4条関係)

ア 地方住宅供給公社

イ 土地開発公社

(2) 知事は、国、地方公共団体、地方住宅供給公社及び土地開発公社の採取計画の認可の期間を3年以内とすることができることとした。(第15条関係)

(3) 採取状況の報告を国及び地方公共団体が行う場合には、報告書を業務管理者が作成する規定を適用除外することとした。(第17条関係)

(4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県屋外広告物条例施行規則及びふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第18号)

1 規則の概要

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行に伴う次に掲げる規則の規定の整理

(1) 島根県屋外広告物条例施行規則

(2) ふるさと島根の景観づくり条例施行規則

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

# 規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第12号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「第10条」を「第11条」に改める。

第 3 条第 1 項中「第12条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同項の表第 3 号左欄中「又は第 8 条第 2 号」を「、第 8 条第 2 号又は第 9 条第 1 号」に改め、同表第 4 号左欄中「又は第 8 条第 3 号」を「、第 8 条第 3 号又は第 9 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第13条第 2 項」を「第14条第 2 項」に改める。

様式第 3 号中

離島振興対策実施地域	農村工業等法の地区
半島振興対策実施地域	特定農山村地域
中心市街地	過疎地域
原子力発電施設等立地地域	

を

「

離島振興対策実施地域	農村工業等法の地区
半島振興対策実施地域	特定農山村地域
中心市街地	過疎地域
原子力発電施設等立地地域	企業立地促進法の同意集積区域

に改め、同様式の備考の 3 に次のように加

える。

(6) 土地の取得価額が記載されている台帳（固定資産管理台帳等）の写し（企業立地促進法の同意集積区域の場合に限る。）

様式第 3 号付表 1 中

建物及びその附属設備	円		
------------	---	--	--

を

「

土 地	円		
建物及びその附属設備			

に改める。

様式第 4 号中

離島振興対策実施地域	農村工業等法の地区
半島振興対策実施地域	特定農山村地域
中心市街地	過疎地域
原子力発電施設等立地地域	

を

「

離島振興対策実施地域	農村工業等法の地区
半島振興対策実施地域	特定農山村地域
中心市街地	過疎地域
原子力発電施設等立地地域	企業立地促進法の同意集積区域

に改め、同様式の備考の 3 に次のように加

える。

(3) 土地の取得価額が記載されている台帳(固定資産管理台帳等)の写し(企業立地促進法の同意集積区域の場合に限る。)

様式第4号付表中 「建物及びその附属設備 円」を

「土地 円」に改める。  
建物及びその附属設備

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則(平成14年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第1の25の項区分の欄中「25の項」を「27の項」に改め、同項を同表27の項とし、同表24の項区分の欄中「24の項」を「26の項」に改め、同項を同表26の項とし、同表23の項区分の欄中「23の項」を「25の項」に改め、同項を同表25の項とし、同表22の項区分の欄中「22の項」を「24の項」に改め、同項を同表24の項とし、同表21の項区分の欄中「21の項」を「23の項」に改め、同項を同表23の項とし、同表20の項区分の欄中「20の項」を「22の項」に改め、同項を同表22の項とし、同表19の項区分の欄中「19の項」を「21の項」に改め、同項を同表21の項とし、同表18の項区分の欄中「18の項」を「20の項」に改め、同項を同表20の項とし、同表17の項区分の欄中「17の項」を「19の項」に改め、同項を同表19の項とし、同表16の項区分の欄中「16の項」を「18の項」に改め、同項を同表18の項とし、同表15の項区分の欄中「15の項」を「17の項」に改め、同項を同表17の項とし、同表14の項区分の欄中「14の項」を「16の項」に改め、同項を同表16の項とし、同表13の項区分の欄中「13の項」を「15の項」に改め、同項を同表15の項とし、同表12の項区分の欄中「12の項」を「14の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表11の項の次に次のように加える。

12 条例別表第1の12の項の規則で定める事務	介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の4の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
13 条例別表第1の13の項の規則で定める事務	(1) 島根県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年島根県条例第16号。以下この項において「条例」という。)第5条第1項の規定による承認の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 (2) 条例第13条の2第1項の規定による脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (3) 条例第17条第3項第2号又は第4項の規定による届出の受理又はその届出に

## 係る事実についての審査

## 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第14号

## 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則

## ( 目的 )

第 1 条 この規則は、配偶者等からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）に対し、被害者が経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

## ( 定義 )

第 2 条 この規則において「配偶者等からの暴力」とは、配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第 1 条第 3 項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）、配偶者以外の親族、同居者その他の社会生活において密接な関係を有する者からの身体に対する暴力等（同条第 1 項に規定する身体に対する暴力等をいう。）をいう。

## ( 自立支援金の貸付け )

第 3 条 県は、島根県女性相談センターにより一時保護された被害者のうち、次の各号のいずれにも該当する者で知事が適当と認めたものに対し、予算の範囲内において第 1 条の目的を達成するために必要な資金（以下「自立支援金」という。）を貸し付ける。

- (1) 一時保護された施設（以下「一時保護施設」という。）を退所した後において、生活に必要な収入を得るための就労等の手段を確保することが見込まれること。
- (2) 前号の収入を得るまでの間の生活に必要な資金を確保することが困難であること。

## ( 自立支援金の種類、内容等 )

第 4 条 自立支援金の種類、貸付けの内容及び貸付限度額は、次の表のとおりとする。ただし、生活資金については、特別の理由があると知事が認めるときは、貸付限度額を超えて貸し付けることができる。

自立支援金の種類	貸付けの内容	貸付限度額
1 生活資金	(1) 被害者が一時保護施設を退所した後において、おおむね 1 月程度生活をするのに必要なものとして知事が認める費用（(2)の費用を除く。）	80,000円。ただし、被害者が一時保護施設を退所する際に、同伴者（被害者とともに一時保護された被害者の家族その他の関係者をいう。以下同じ。）がいる場合には、当該貸付限度額に、同伴者 1 人につき、15,000円を加算する。
	(2) 炊事用器具、食器その他の什器又は布団、毛布、まくらその他の寝具を購入するのに必要な費用	40,000円
2 住宅借上げ資金	被害者が一時保護施設を退所した後において、賃貸住宅等を借り上げるために必要	敷金、礼金及び 1 月分の賃借料の合計額に相当する額

## な敷金、礼金及び賃借料に相当する費用

2 生活資金と住宅借上げ資金の合計額が300,000円を超える場合には、被害者に貸し付ける自立支援金の額は、300,000円とする。

3 被害者が一時保護施設を退所する際に、当該被害者又は同伴者に所持金がある場合には、生活資金と住宅借上げ資金の合計額から当該所持金に相当する額を差し引いた額を、当該被害者に貸し付ける自立支援金の額とする。

(貸付けの申請)

第5条 自立支援金の貸付けを受けようとする者は、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請に基づき、自立支援金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることを決定したときは配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付決定通知書(様式第2号)により、貸し付けないことを決定したときは配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付不承認決定通知書(様式第3号)により当該自立支援金の貸付けを申請した者に通知するものとする。

(貸付けの条件及び方法)

第7条 自立支援金は、無利子とし、物的担保及び保証人を要しないものとする。

2 知事は、配偶者等からの暴力被害者自立支援金借用书(様式第4号)と引換えに自立支援金を交付する。

(償還期間等)

第8条 自立支援金の償還の据置期間は、貸付けの日から3月以内とし、償還期間は、据置期間の満了の日から3年以内とする。

2 自立支援金の償還は、元金均等月賦償還の方法又は据置期間の満了の日の翌日に一括償還をする方法によるものとする。ただし、自立支援金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還をすることができるものとする。

3 借受人は、前項ただし書の規定により繰上償還をしようとするときは、配偶者等からの暴力被害者自立支援金繰上償還申出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(返還の免除)

第9条 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)第2条の規定により自立支援金の返還債務の免除を受けようとする者は、配偶者等からの暴力被害者自立支援金返還免除申請書(様式第6号)に返還債務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(延滞金)

第10条 借受人は、正当の理由がなく自立支援金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセントの割合で算定した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その額が10円未満であるときは、この限りでない。

(届出)

第11条 借受人は、氏名、住所又は連絡先を変更したときは、直ちにその旨を氏名(住所・連絡先)変更届(様式第7号)により知事に届け出なければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、自立支援金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 5 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

申請者 氏名 印

## 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付申請書

配偶者等からの暴力被害者自立支援金の貸付けを受けたいので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

1 貸付申請額 円

2 貸付金の内容

自立支援金の種類及び金額	生活資金	円
	生活資金同伴者加算額	円
	住宅借上げ資金	円
	合 計	円
据 置 期 間	( 3 か月以内 )	
償 還 の 方 法 及 び 期 間	月賦 ( 年 月 ~ 年 月 ) 一括	

3 貸付金償還計画

貸付金償還のための資金取得計画について記入

4 その他

居住予定地の住所及び連絡先電話番号等

様式第2号(第6条関係)

貸付決定番号	第	号
貸付決定年月日	年	月 日

年 月 日

様

島根県知事

印

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付決定通知書

さきに申請のあった標記支援金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決定したので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第6条の規定により、通知します。

記

資 金 の 内 容	生活資金	住宅借上げ資金	
貸 付 金 額	金	円	
利 率	無利子		
据 置 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
償 還 方 法	月 賦	一 括	
月 賦 償 還 の 場 合	償 還 期 間	償還開始： 年 月 償還終了： 年 月	一 括 償 還 の 場 合 償 還 額 円 償 還 期 日 年 月 日
	償 還 回 数	回	
	1 回 当 た り の 償 還 額	初回 円 2 回 目 以 降 円	
	償 還 期 日	初回 年 月 日 2 回 目 以 降 毎 月 日	
備 考			

注1 「月賦償還の場合」欄及び「一括償還の場合」欄のうち不要な欄は、斜線を引くこと。

2 償還期日が休日の場合は、その翌営業日を償還期日とする。

様式第 3 号 ( 第 6 条関係 )

年 月 日

様

島根県知事

印

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記支援金の貸付けについては、次の事由により貸付不承認と決定したので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第 6 条の規定により、通知します。

( 事由 )

様式第4号(第7条関係)

貸付決定番号	第	号
貸付決定年月日	年	月 日
貸付年月日	年	月 日

島根県知事 様

借受人 氏名 印

配偶者等からの暴力被害者自立支援金借用書

下記のとおり借用し、金員を受領いたしました。ついては、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

記

資金の内容	資金					
借 用 金 額	金 円					
利 率	無利子					
据 置 期 間	年 月 日から		年 月 日まで			
償 還 方 法						
月 賦 償 還 の 場 合	償 還 期 間	年 月 から 年 月 まで		一 括 償 還 の 場 合		
	償 還 回 数	回				
	1 回 当 た り の 償 還 額	初 回	円		償 還 額	円
		2 回 目 以 降	円			
償 還 期 日	初 回	年 月 日	償 還 期 日	年 月 日		
	2 回 目 以 降	毎 月 日				
備 考						

注1 「月賦償還の場合」欄及び「一括償還の場合」欄のうち不要な欄は、斜線を引くこと。

2 償還期日が休日の場合は、その翌営業日を償還期日とする。

様式第 5 号 ( 第 8 条関係 )

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

島根県知事 様

借受人 住所  
氏名 印

配偶者等からの暴力被害者自立支援金繰上償還申出書

次のとおり配偶者等からの暴力被害者自立支援金を繰上償還したいので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第 8 条第 3 項の規定により、申し出ます。

貸付決定年月日	年 月 日				
借 用 金 額	金 円				
月賦償還の場合	繰上償還額	年 月分から 年 月分までの償還分	一 括 償 還 の 場 合	繰上償還額	円
	繰上償還予定年月	年 月から 年 月まで		繰上償還予定年月日	年 月 日
	繰上償還期日	毎月 日			
繰上償還の理由					

注 「月賦償還の場合」欄及び「一括償還の場合」欄のうち不要な欄は、斜線を引くこと。

様式第6号(第9条関係)

貸付決定番号 第 号

年 月 日

島根県知事 様

借受人 住所  
氏名 印

配偶者等からの暴力被害者自立支援金返還免除申請書

貸付けを受けた標記支援金の返還の債務の免除を受けたいので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借用金額 円
- 2 返還未済額 円
- 3 免除を受けようとする額 円
- 4 免除を受けようとする事由
- 5 添付書類 免除を受けようとする事由を証する書類

様式第 7 号 ( 第11条関係 )

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

島根県知事 様

借受人 住所  
氏名



氏名 ( 住所・連絡先 ) 変更届

次のとおり氏名 ( 住所・連絡先 ) を変更しましたので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第11条の規定により、届け出ます。

変 更 後	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	連 絡 先 電 話 番 号	
変 更 前	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	連 絡 先 電 話 番 号	

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第15号

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第6条第1項及び第9条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第9条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、住民票の写しの添付を省略することができる。

第11条第2項中「前項第5号」を「第1項第5号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は、住民票の写しの添付を省略することができる。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書（条例第17条第3項第2号の届出をする場合に限る。）は、年金受給権者に係る消除された住民票の写しを添えて提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター分析等に関する規則（平成16年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、牛の体内受精卵の採取」を削る。

第3条第1項中「、牛の体内受精卵の採取を依頼しようとする者は牛の体内受精卵採取申込書（様式第2号）を」を削り、「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第4条中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、「、牛の体内受精卵の採取を行ったときは牛の体内受精卵採取結果通知書（様式第5号）を」を削り、「様式第6号」を「様式第4号」に、「、牛の体内受精卵の採取又は」を「又は」に改める。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を削り、様式第6号を様式第4号とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第17号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

第 4 条第 2 項中「第11条」を「第12条」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体が採石業を行う場合は、この限りでない。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第 3 号中「場合」の次に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(4) 国若しくは地方公共団体が採石業（法第10条第 1 項第 3 号に規定する採石業をいう。以下同じ。）を行う場合又は採石業者が第 5 条各号に掲げる者である場合 3 年

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第10条第 4 号中「第 6 条各号」を「第 7 条各号」に改め、同条を第11条とする。

第 9 条第 4 号中「第 7 条第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 号中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 7 条各号」を「第 8 条各号」に改め、同項第 5 号中「第 7 条第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（保証人の設定を要しない採石業者）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項第 2 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 地方住宅供給公社

(2) 土地開発公社

様式第 1 号中「（第 5 条関係）」を「（第 6 条関係）」に、「第 5 条の」を「第 6 条の」に、「第 7 条各号」を「第 8 条各号」に、「第 7 条第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改める。

様式第 2 号中「（第 8 条関係）」を「（第 9 条関係）」に、「第 8 条の」を「第 9 条の」に改める。

様式第 3 号中「（第12条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

様式第 4 号中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に、「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同様式備考 2(2)中「第11条第 1 項」を「第12条第 1 項」に、「第11条第 2 項」を「第12条第 2 項」に改める。

様式第 5 号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に改める。

様式第 6 号中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

様式第 7 号中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

様式第 8 号中「（第18条関係）」を「（第19条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県屋外広告物条例施行規則及びふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県屋外広告物条例施行規則及びふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

(島根県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 島根県屋外広告物条例施行規則(昭和49年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削り、同条第4項中「第5条第2項第5号」を「第5条第2項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

(ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部改正)

第2条 ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成4年島根県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第9号中「第5条第2項第5号」を「第5条第2項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。